

(仮称) 生駒市市民投票条例(案) 新旧対照表

現行案	改正案
<p>(市政にかかわる重要事項)</p> <p>第2条 市民投票に付することができる市政にかかわる重要事項(以下「重要事項」という。)とは、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき投票を実施することができる事項</p> <p>(3) 市の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項</p> <p>(4) <u>市民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の市民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項</u></p> <p>(5) 専ら特定の地域に係る事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市民投票を行うことが適当でないと認められる事項</p> <p>【解説】</p> <p><u>(1)例えば日本国憲法の改正、外交、防衛等は国の権限で行うものであつて市の権限に属するものではないので除外事項としています。ただし、市域内に米軍基地を建設するといった問題は、本来なら、防衛上の問題ですので、建設の可否を市民投票で問うことはできません。しかし、この基地問題は、本市と市民全体に直接影響を与えるものであるため、本市として市域内の米軍基地建設に対しての意思を明確に国に対して表明するための市民投票は、本号ただし書きにより可能としています。</u></p>	<p>(市政にかかわる重要事項)</p> <p>第2条 市民投票に付することができる市政にかかわる重要事項(以下「重要事項」という。)とは、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき投票を実施することができる事項</p> <p>(3) 市の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項</p> <p>(4) <u>市民投票を実施することにより、特定の個人又は団体の権利等を不当に侵害する又はそれらへの利益を供与するおそれのある事項</u></p> <p>(5) 専ら特定の地域に係る事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市民投票を行うことが適当でないと認められる事項</p> <p>【解説】</p> <p><u>(1) 市民投票制度は、地方公共団体の制度であるから、その団体で決定できること以外は対象にすることができないという見解があります。その一方で、国等の権限であるとはいえ、住民の利益や権利に深くかかわるものは、その投票結果を住民の意思として国政等に反映させることは非常に大きな意味を持つものであるとの考え等から、決定権限の有無にかかわらず、広く住民投票の対象事項にすべきとの見解もあります。例えば、新潟県巻町では、国の原子力政策・エネルギー政策に関して、また、沖縄県では、日米安保条約に基づく地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関して住民投票が実施されましたが、これらの際にも、住民投票の対象となり得るか否かの議論が生じました。二</u></p>

つの事例は、ともに決定権限は国に属し、地方公共団体にはありません。しかし、いずれも一面では、国の固有の政策に関するものであるとはいえ、他面では当該地域住民の利益や権利と深くかかわっています。つまり、地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」とされていることから、国に対して意見表明等を行うことも必要であり、可能な限り広く市民投票の対象事項とすることが望ましいと考えています。

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

(2) 年齢満18歳以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請による同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者に限る。）

2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

(2) 年齢満18歳以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請による同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者に限る。）

2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在

留資格（前号に該当するものを除く。）をもって在留し、引き続き
3年を超えて日本に住所を有する者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、
市民投票の投票権を有しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若し
しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）
第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁
的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平
成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定
（次号において以下「選挙関係規定」という。）により選挙権を有
しない者

(2) 第1項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未
満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規
定する選挙権を有する者とみなして選挙関係規定を適用した場合
に選挙権を有しないこととなる者

（署名等の収集）

第7条 代表者は、市民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」
という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し
を付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署
名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載
することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、奈良県の議
会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙
（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法
施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間に
ついては、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から1月以内でなけ
れば求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求
めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定に
よる告示があった日から31日以内とする。

留資格（前号に該当するものを除く。）をもって在留し、引き続き
5年を超えて日本に住所を有する者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、
市民投票の投票権を有しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若し
しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）
第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁
的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平
成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定
（次号において以下「選挙関係規定」という。）により選挙権を有
しない者

(2) 第1項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未
満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規
定する選挙権を有する者とみなして選挙関係規定を適用した場合
に選挙権を有しないこととなる者

（署名等の収集）

第7条 代表者は、市民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」
という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し
を付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署
名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載
することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、奈良県の議
会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙
（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法
施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間に
ついては、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第3項の規定による告示の日から1月以内でなけ
れば求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求
めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定に
よる告示があった日から31日以内とする。

(審査名簿の調製)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

(情報の提供)

第13条

【解説】

《第1項》

市民が自らの明確な意思に基づき投票するためには、重要事項にかかわる事業等の目的、意義、費用、市民生活への影響等などについて、市が有する情報を市民が容易に理解できるような形で整理し、

(審査名簿の調製)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第3項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

《第1項》

○市民が自らの明確な意思に基づき投票するためには、重要事項にかかわる事業等の目的、意義、費用、市民生活への影響等などについて、市が有する情報を市民が容易に理解できるような形で整理し、

市民に分かりやすく情報提供を行う必要があります。実際に多くの情報をもつのは市長であることから、情報提供は積極的に市長が行います。

《第2項》

市長は、市の情報を管理する立場として、公平性、中立性に十分留意し、情報提供を行うに当たっては、市民投票の実施者として公平性、中立性を保持しなければならないことを明らかにしています。

(投票結果の尊重)

第26条 議会及び市長は市民投票の結果を重く受けとめ、投票結果を尊重しなければならない。

2 市民においても市民投票の投票結果についてその事実を深く認識し、投票結果を尊重するものとする。

3 前各項に定める投票結果の尊重に当たっては、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときに市民投票の投票結果の尊重義務が生じるものとする。

【解説】

《第1項》

尊重義務の中身は、
議会・・・議会における団体意思のあらわし方の責任
市長・・・政治的責任

市民に分かりやすく情報提供を行う必要があります。実際に多くの情報をもつのは市長であることから、情報提供は積極的に市長が行います。

○情報提供は、争点や論点を明らかにし、的確な判断を促すためには欠かせないものです。そのため広報紙への情報掲載のほか、公開討論会、シンポジウムなどのように、様々な立場の人が自由に意見を述べ、議論することができる場を設けることなども必要と考えます。

《第2項》

市長は、市の情報を管理する立場として、公平性、中立性に十分留意し、情報提供を行うに当たっては、市民投票の実施者として公平性、中立性を保持しなければならないことを明らかにしています。また、情報の追加、修正等の申し出があった場合は、公平性、中立性が担保されているかどうかを判断した上で、必要に応じて追加、修正等を行うものとします。

(投票結果の尊重)

第26条 一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、議会及び市長は市民投票の結果を重く受けとめ、投票結果を尊重しなければならない。

2 前項の場合、市民においても市民投票の投票結果についてその事実を深く認識し、投票結果を尊重するものとする。

《第1項》

尊重の中身は、
議会・・・議会における団体意思のあらわし方の責任
市長・・・政治的責任